

(3) 1種免許状から専修免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数	中	別表3-3
授与を受けようとする免許状		中学校教諭専修免許状	注1 経験年数は、授与を受けようとする教科の中学校教諭1種免許状取得後に勤務した次の職の期間。 (1) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部で授与を受けようとする教科を担当した主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師の職 (2) 教頭法制化（昭和49.9.1）前の中学校の教頭の職 (3) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が中学校と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職 (4) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの（国際協力事業団法に基づき派遣された場合に限る。）において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職 注2 最低修得単位数は、授与を受けようとする教科の中学校教諭1種免許状の取得後に修得した単位とする。 注3 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。	
有することが必要な免許状		中学校教諭1種免許状		
経験年数 注1		3年以上		
最低修得単位数 注2	大学が独自に設定する科目 注3	15		
	計	15		